

# 平成 30 年北海道胆振東部地震 災害義援金の安平町配分額の変更について

北海道義援金配分委員会の第3次配分基準決定により、安平町災害義援金配分委員会において、次のとおり配分額（総支給額）が変更となりました。このことに伴い、下表のとおり被害区分により増額配分されます。

※新たな手続きは必要ありません。

※口座振込をもって支給決定通知とします。

※増額分については、6月末から随時振り込みを行い8月末までに完了する予定です。

## 被害区分と配分基準について

被害区分		第3次配分基準 (総支給額)	第2次配分基準 (現在支給額)	増額配分額 (道からの追加)
人的被害	死亡者	1人あたり 100万円	1人あたり 100万円	増額配分なし
	重傷者	1人あたり 50万円	1人あたり 30万円	20万円の増額
住家被害	全壊（自己所有） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり 120万円	1家屋あたり 100万円	20万円の増額
	全壊（借家） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり 105万円	1家屋あたり 85万円	20万円の増額
	大規模半壊（自己所有） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり 65万円	1家屋あたり 50万円	15万円の増額
	大規模半壊（借家） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり 55万円	1家屋あたり 40万円	15万円の増額
	半壊（自己所有） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり 55万円	1家屋あたり 40万円	15万円の増額
	半壊（借家） ※長期避難世帯含む	1家屋あたり 55万円	1家屋あたり 40万円	15万円の増額
	一部損壊（自己所有） ※別途住家修理金上限5万円	1家屋あたり 13万円	1家屋あたり 5万円 ※別途住家修理金上限5万円	8万円の増額
	一部損壊（借家） ※別途住家修理金上限5万円	1家屋あたり 10.5万円	1家屋あたり 2.5万円 ※別途住家修理金上限5万円	8万円の増額
	長期避難世帯で一部損壊 (自己所有・借家) ※別途住家修理金上限5万円	1家屋あたり 45万円	1家屋あたり 37万円 ※別途住家修理金上限5万円	8万円の増額
	長期避難世帯で無被害 (自己所有・借家)	1家屋あたり 35万円	1家屋あたり 35万円	増額配分なし
	無被害 (自己所有・借家)	1家屋あたり 1万円	1家屋あたり 1万円	増額配分なし

問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎2511